

議 案 第 3 1 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

租税特別措置法の改正に伴い、特定民間再開発事業の認定対象から法人等が除外されたことにより、法人等に係る認定申請手数料を廃止するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項中「、第39条の7第9項又は第39条の106第2項」を削り、同表第2項中「、第39条の7第11項又は第39条の106第4項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。